

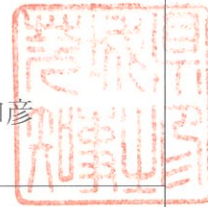
## 一般廃棄物処理施設変更許可証

令和8年2月27日

住所 茨城県ひたちなか市大字津田 2554 番地の2  
氏名 勝田環境株式会社  
代表取締役 望月 福男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条第1項の規定により、変更の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日	令和8年2月27日	許可番号	1-165
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設(圧縮・破碎)(政令第5条第1項) 空き缶、ペットボトル、ガラスくず		
設置の場所	茨城県ひたちなか市大字高野字大房地1967番1 外9筆		
処理能力	17.41t/日(8時間)		
許可の条件			
規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		